

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

令和 3 年（家）第 3 3 5 号 性別の取り扱いの変更審判申立事件

申立人 鈴木 げん

## 補充書面 8

### （審問期日における陳述内容の補充・整理）

申立人代理人 藤澤 智実  
外

#### 第 1 はじめに

2022（令和 4）年 10 月 14 日に実施された審問期日において、申立人が陳述した内容について、本書面で補充する。

「第 2」において、申立人のライフヒストリーに関して審問期日での説明を整理・補充した。

「第 3」は、審問期日で裁判官に直接視覚で確認を求めた申立人の容貌について、正確な記録化のため補充した。

「第 4」は、本件規定がトランスジェンダーにもたらす不利益について、審問期日では触れられなかった点について補充した。

#### 第 2 申立人のライフヒストリー

##### 1 審問内容

###### （1）申立人の陳述内容

申立人は、まず、幼少期から思春期までを振り返り、自身の扱われ方に対する数々の「違和感」、第二次性徴を迎えた自分への「嫌悪感」、女子寮に自分がいることに「罪悪感」を抱いていたことを述べ、同時に、「自分は女子として生きなきゃいけないんだ」「男子

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

として生きることはできないんだ」「このことは誰にも言っても駄目だ」といった「諦め」も抱いていたことを述べている（第1回調書添付反訳書1頁～2頁2行目。以下、単に「反訳書」という）。

そして、大人になってから、26歳の時にドラマ「金八先生」を通じて「性同一性障害」という疾患名を知り、28歳で男性と結婚し、38歳の時に見たテレビ番組をきっかけに自分の生きづらさが「性別への違和感」に起因するものと気づき、40歳で離婚、名の変更、医療ケアと性別移行を進めたことを述べている（反訳書2頁）。

## (2) 補充の趣旨

申立人が語ったライフヒストリーに対し、裁判官から、男性として生きていこうと思った経緯や、男性との結婚との関係について質問がなされた。

これらの点につき申立人の人生の歩みが「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持つ（特例法第2条）ことと矛盾しないことを明晰にするため説明を補充する。

## 2 違和感の意味を明確に認識するまで時間を要すること

### (1) 申立人の体験

申立人のライフイベント（人生における重要な節目や出来事）は、別紙時系列表のとおりである。2015年、40歳の時に性別移行のための具体的な行動を起こしており、その前には男性との結婚・離婚を経験している。そうした、一見「男性」としてのアイデンティティと矛盾するかのような行動の背景には、そもそも申立人自身、性別に対する違和感の意味を明確に自覚できない時期

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

が長く続いたという事情がある。

審問期日で語ったライフヒストリーによれば、性別移行への具体的な行動のきっかけは、胸をつぶす「ナベシャツ」を特集したテレビ番組を見たことや、その番組で取材された会社の勉強会で自身と同じような当事者を多数知ったことであった（反訳書 2 頁、23～24 頁）。

また、申立人は生活が変わったポイントの一つとして、「ジェンダークリニックでアイデンティティが受容された体験」について述べている。すなわち、「ジェンダークリニックに行ったときに初めて専門家といわれる人からきちんと寄り添われて、自分の子どもときからの自分史を丁寧にやっていく先生だったんですけれども、生まれたときからの自分史を丁寧に細かく細かく一緒に追って行って、今どうあるのかということと、今後どうしていきたいのか。それが具体的にできるのかどうなのか、社会生活が困らないのかどうなのかということに寄り添われた」（反訳書 6 頁）

申立人が「自分史を・・・追っていったと表現しているのは、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第4版改)」(甲D15)中、「診断のガイドライン」として位置づけられている、以下のジェンダー・アイデンティティの判定過程である。

「(1) 詳細な養育歴・生活史・性行動歴について聴取する。

日常生活の状況、たとえば、服装、人間関係、職業歴などを詳細に聴取し、現在のジェンダー・アイデンティティのあり方、性役割の状況などを明らかにする。・・・そのうえで、ジェンダー・アイデンティティについて総合的多面的に検討を加える。」(14 頁)

すなわち、申立人は、幼少期から「女性」という性別割り当てへの違和感を一貫して抱きつつも、他の多数の当事者の存在を知り、

肯定的に受け止められる経験を通して、ようやく違和感の意味の認識に至ったのであった。

## (2) 体験の普遍性

### ア 申立人に特異な現象ではないこと

割り当てられた性別や身体に違和感を一貫して抱きながらその違和感の意味の認識に時間を要するという経験は、トランスジェンダー当事者にとって特異なことではない。

とりわけ、申立人のように若い頃にはトランスジェンダーに関する情報が身近に存在していなかった世代は、その傾向が強い。

(略)

### エ 違和感の意味の認識が困難な背景

原ミナ汰氏は、当事者の相談事業に長年取り組んだ経験から、「自己受容」の困難さを以下のように整理している。

「自己へのカミングアウトとも言われる「自己受容」が難しい理由は、以下の三点に集約できる。

①自己覚知が困難⇒性自認や性的指向をきちんと組み込んだセクシュアリティ教育の不在。自分が何者なのかを知ることが難しく、説明するための言葉をもたない。

②ロールモデルの不在⇒自分探しの助っ人や、手本となる人の存在がみえないため、進むべき道がわからない。

③自尊感情の育成機会の不足⇒自分の全存在を大切に思ってくれる人をみつけられるか。自分のセクシュアリティが周囲と違うことにいつ頃気づいたかを、LGBT当事者に聞いたところ、性自認の場合、早くは就学前から、性的指向についてはおよそ半数以上が、思春期までに気づいていたと答えている。しかし

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

一方で、「身近には性的マイノリティなんかいない」という社会的偏見があたりに充満しているため、たとえ自分の性自認や性的指向に気づいても、親や友人にカミングアウトしづらいし、何かの拍子で知られてしまったときの周囲の反応に傷つくことも多い。」(甲 B 2 3 『性のあり方の多様性』 1 0 3 頁)

### 3 マジョリティ（多数者）の規範に順応できるよう試みる生活

#### (1) 申立人の体験

申立人は、2013年に「ナベシヤツ」を特集するテレビ番組を見るまでは、自身が抱く性別への違和感の意味を積極的に探究することはなかった。むしろ、以下の陳述からは、その違和感から目を背けるような気持ちで過ごしていたことがわかる。

特例法制定に向けた動きを知らなかった理由について「女子として生きるために、もう毎日の生活を送ることが精一杯」(反訳書 20 頁)。

特例法ができたことを知ったとき「僕は、愕然としてびっくりはしたんだけど、その情報は僕は入れてはいけない、聞いてはいけない、これ僕のことじゃないというふうに思い込まないと、思い込まないと」と思っていた(反訳書 21 頁)。

「思い込まないと生きていけない」「忙しくなれば、こんなよく分からない性別の違和感なんてなくなると思っていた」「もう考えてはいけない」(21～22 頁)。

「性別二元論でこの社会ができていく」下でプレッシャーがあったと述べ、「死ぬか女子として生きるかどっちか」という選択肢で女性として生きようとしていたと語っている(反訳書 22 頁)。

また、申立時に提出した陳述書(甲 A 1) 21～22 頁では、2

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

001年、ドラマ金八先生で性同一性障害の生徒が登場した時の気持ちを次のように述べる。

「あれ？自分の性別のもやもやはこれなのか？」と思いましたが、まさかテレビドラマと自分がリンクしているとは思えず、もやもやは増していきました。「こんなことで病院に行ったとして…、女じゃないことがはっきりしたとしても男になれるわけじゃない、ちんちんが生えてくるわけじゃない」「自分がどうしたいのかがはっきりわからないのに、わざわざ病院だけ行ってもしょうがない」と一生懸命自分に言い訳をし、病院に行くことはなく過ごしていました。」

## (2) 申立人が指摘する「性別二元論」

「性別二元論」(反訳書22頁)とは、一般に、人間の性を「男」と「女」のどちらかに分類する社会規範を指す。そのような社会規範は、幼少期からの成育過程や大人としての日常生活のあらゆる局面で存在している。そして、多くの場合、出生時に割り当てられた性別を元に分類され、男女で異なる役割や期待が付与されることも多い。

そのため、出生時に割り当てられた性別に違和感がある者は、恒常的に、社会規範と自身の在り方の齟齬に直面することになる。

人生の局面ごとに整理した具体例は、『性同一性障害の社会学』(甲B22の2)で詳述されるとおりである。

## (3) こうした経験の普遍性

### ア 申立人に特異な現象ではないこと

性別への違和感から目を背け、性別二元論に適合的に生きられるよう模索を試みる経験もまた、申立人に特異なものではない。

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

(略)

#### エ 地方自治体発行の冊子

長崎県が近年発行したリーフレット(甲C11)でも、トランス女性の実体験として「学生時代は性同一性障害やLGBTに関する知識に乏しく、自分が何なのかわからない不安、将来に対する不安を抱えながら、「とにかく周りにバレてはいけない」と普通の男子を演じて、苦痛からうつ病や自傷行為を繰り返しました」という声を紹介している(同16頁上段)。

さらに、足立区が近年発行したパンフレット(甲C12・4頁)では、トランス男性の母親がコメントを寄せており、そこには以下の記載がある。

「実は成人式を迎える前年、「明日、振袖を着て写真を撮ってもいいよ」と連絡してきました。ずーっとボーイッシュだったけど、やっぱり女の子なんだ！と喜んで振袖をそろえて、写真館へ行きました。

なぜ、子どもがそんな行動をしたのかわかりますか？

親を安心させるためです。」

このように、出生時に割り当てられた性別で生きていくことを親が期待しているだろうと考え、その期待に応えたいという思いからシスジェンダーとして振る舞うケースもある。

## 4 性的指向との関係の整理

### (1) 整理の趣旨

審問期日において、裁判官から、男性との結婚と性別移行との関係について質問があった。

性自認と性的指向について一般的な概念上の関係について審問

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

においては整理する時間的余裕がなかったので、本書面で念の為整理する。

その上で、申立人の場合に男性との結婚生活がどうであったのか、審問期日における申立人の回答の概要を補充して整理する。

(陳述書(甲A1) 26～28頁でも申立人の認識は記載しているが、審問期日でのやりとりに即して補充整理する。)

## (2) 性自認と性的指向

性自認と性的指向は、ともに性のあり方を整理するために用いられる概念であるが、観点が異なる。

性自認は、自身の性別についてどのように認識するかという観点であり、性的指向は、性愛の対象の有無や指向性という観点である。

そして、トランスジェンダーという社会的な概念や、性同一性障害という医学上の概念は、いずれも性自認の観点から、出生時に割り当てられた性別／生物学上の性別と性自認との不一致の有無をもって論じられるもので、性的指向については問われない。

社会全体として異性愛者の割合が高く典型的とされるように、トランスジェンダーにおいても自認する性別と異なる性別の者を性愛の対象として指向することが典型的であるとされるが(甲G12)、実際にはトランスジェンダーの中でも性的指向のありようは様々である。自認する性別と異なる性別を指向する者だけでなく、同じ性別の者を指向する者や、いずれも対象になりうる者や、いずれも対象とならない者など、さまざまである。

したがって、トランスジェンダーが、自身が出生時に割り当てられた性別とは異なる性別の者(自認する性別と同じ性別の者)と交際したり結婚生活を送ったりしても、相手の性別それ自体は



性自認とは矛盾をきたすものではない。

### (3) 申立人の場合

#### ア 性的指向

申立人は、審問において、自身の性的指向を「パンセクシュアル」と表現した（反訳書 2 1 頁）。「パンセクシュアル」とは、一般に、「全性愛」と訳され、性愛の対象となる者の性別が特定されていない場合に用いられる（甲 G 1 2）。すなわち、申立人は誰かと恋愛関係をもつにあたって、その相手の性のあり方は特に問題にならないという性的指向のありようである。

そのため、現在は女性パートナーと異性どうしのカップルとして暮らしている申立人が、かつて男性と交際・結婚していても、それは申立人の性自認とも性的指向とも矛盾しない。

（略）

## 5 申立人が言及した社会的な出来事

### (1) ドラマ『金八先生』

申立人は、26歳の時にドラマ『金八先生』の第6シリーズで「性同一性障害」という疾患名があることを知ったと述べた（反訳書 2 頁、19 頁）。また、陳述書（甲 A 1）21～22 頁でも、ドラマを見て自分のことかと悩みながらも自身の抱く違和感に目を背けた思いについて述べている。

このドラマの放映情報は、甲 G 1 3 のとおりである。

金八先生の脚本家に取材の協力をしたトランス男性である虎井まさ衛氏は、『語り継ぐトランスジェンダー史』（甲 C 1 3）において、ドラマ放映当時の反響について以下のように述べている。

「実にこの番組で初めて性同一障害というものを知った、とい

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

う人の数は驚くほど多い。」「少なくとも今まで色々な媒体でおもしろおかしく取り上げられてきた「性的にあいまいだと思われる人々」の実際が、これほどせっぱ詰まったものであると厳然と示すことができたのであるから。」(162頁)

「昨年(2001年)末頃から中学生や中学生の母親からの相談メールがびっくりするほど増えたのだが、みんな「金八先生を観て」と書いてくる。」(164頁)。

東京レインボープライドが発行した冊子内で特集された「日本のLGBT30年史」(甲B25)では、日本国内における性的マイノリティ関連の重大な出来事が時系列で整理されているが、この表からも上記ドラマが放映された2001年前後では、他に一般向けに発信された性同一性障害やトランスジェンダーに関する情報はなかったことがわかる。とりわけ、ある程度の正確性が担保され、かつ肯定的な姿勢で発信されたものは見あたらない。

## (2) 「ナベシャツ」特集のテレビ番組

申立人は「ナベシャツ」を特集した番組が性別移行のための具体的な行動をとるきっかけとなったと述べている(反訳書23頁)。

その番組とは、NHKの「探検バクモン」という番組における「“性”をめぐる大冒険」特集であった(甲G14)。

この特集ではローゼス・ジャパン株式会社への取材により、同社が展開する「ナベシャツ」や性別移行をサポートする「パスグッズ」が紹介された。

同社は、2013年10月19日に、静岡県内で勉強会「GID(性同一性障害)・SRS(性別適合手術)勉強会 in 静岡」を実施した。申立人が同勉強会に参加した際に配布された資料が甲G15である。

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

### 第3 申立人が現在、男性として社会生活をしていること

#### 1 審問内容

男性ホルモンの注射により、筋肉のつき方や体毛に変化があり、海パンで海に入ることや、男風呂での入浴が可能になっていることを述べた（3～4頁）。

このとき、裁判官に対し、直接ひげやすね毛の態様を見せたが、調書上は記録に残らないことから、本書面及び証拠により補充する。

#### 2 補充

申立人のひげの様子は、甲A8写真①～④のとおりである。もみあげからつながるように顎や口のまわりにひげが生えている。

体毛の様子は甲A8写真⑤及び⑥のとおりである。すねや、ふくらはぎ、腹に2センチ程度の長さの体毛が皮膚を覆いつくすように生えている。

### 第4 本件規定がトランスジェンダー当事者にもたらす不利益

#### 1 補充の趣旨

本件規定により生じる不利益の具体例やその重大性は既に、申立書及び補充書面で詳述したとおりである。

もっとも、申立人が審問期日で述べられなかった実体験や、申立人と異なる状況にあるトランスジェンダーが被る不利益について見落とされることを防ぐ趣旨で、いくつか補充する。

#### 2 申立人自身が被った具体的な不利益の補充

申立人は、今般、2023年2～3月にシドニーで開催される「ワールドプライド2023」に参加するため渡航準備を進めている。ワールドプライドとは、世界規模で性的マイノリティが直面する社

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

会的課題について啓発し解決を促すために数年おきに開催されるイベントで、開催地は世界各国をめぐっている。2023年はシドニーが開催地となる。

申立人が渡航準備を開始したのは審問期日以降であるため、渡航準備において直面した不利益については、審問で述べられなかった。

まず、申立人のパスポートの性別欄は戸籍に基づき、女性を意味する記号「F」が記載されている（甲A8写真⑦）。そして、渡航のため、旅行会社に登録し航空チケットを予約しようとしたところ、会員登録やチケット予約にあたっては、搭乗時の混乱がないようにパスポートに記載された性別を入力する必要があった。このことは、申立人にとって自身のアイデンティティを否定する内容を自ら入力しなければいけない機会であり、精神的苦痛が生じることであった。

さらに、念の為、旅行会社や航空会社に事情を説明して男性と入力して手続きを進められないか問い合わせを行っており、社会生活上の性別と戸籍上の性別が一致している場合には負う必要のない手間を負うこととなったのである。

また、今後、飛行機の搭乗や入国審査の段階でも、申立人は搭乗時の本人確認で「F」と記載されたパスポートを他人に見せなければならない。このことも精神的苦痛を生じさせる。

### 3 トランスジェンダー一般に生じる不利益

#### (1) アウティングの危険性

申立人は、公的書類の性別記載欄に出生時に割り当てられた性別が記載されていることについて、「圧倒的に自分の存在を否定されているような気持ち」「自分じゃないことを書かれている」と、その精神的苦痛の内容について表現している（反訳書14頁）

こうした精神的苦痛に加え、自身が性別移行したことを周囲に

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

明かさずに暮らしている者にとっては、こうした公的書類の記載は、性別移行の事実が周囲に知られてしまいかねない危険をはらんでいる。

一橋大学で法科大学院生がゲイであることを同級生にアウトイングされて自死した事件を追った書籍『あいつゲイだって アウトイングはなぜ問題なのか？』(甲 B 2 6)では、「社会の至る所でシスジェンダー・異性愛が前提とされ、そうでない人々がないことにされている」ことを前提に、「この社会に性的マイノリティに対する差別や偏見が根強く残っており、「いないこと」にされている当事者の性のあり方が暴露されることで、不利益につながる可能性がある」と指摘されている(43頁)。

現に、トランスジェンダーであることが発覚したためにいじめやハラスメントにあったり、不利益な取り扱いを受けたりする事案は多数存在している(甲 C 4)。社会生活上の性別と公的書類上の性別が異なる状態にあり、かつ周囲にカミングアウトをしていない者は、常にそうしたリスクを警戒しながら生活を送ることになる。いじめやハラスメントが現実化しなかった場合でも、そのリスクに常に警戒しなければいけない緊張状態にあることそのものが大きな精神的負荷であり、それ自体が重大な不利益である。

## (2) 「手術を受けなければいけない」という固定観念

申立人は、本件規定を前提に、性別適合手術をしたか、戸籍を変更したか、といった基準で当事者内にヒエラルキーが存在し、手術をしていない者に否定的なまなざしを向けられてしまうことがあると述べている(反訳書13頁)。

加えて、本件規定により手術は当然受けるべきものという固定観念や先入観が生じている状況は、物心ついた時から本件規定が

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 8 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

存在していた若い世代の思考から「生殖腺除去手術を受けずに性別移行して生きていく」という選択肢を奪う結果にもなっている。

(略)

#### 4 小括

以上のとおり、申立人が審問期日で直接裁判官に語った不利益は本件規定のもたらす不利益のすべてではなく、あくまで一例である。このことを念頭に置き、申立書及び補充書面、各書証に表れた様々な不利益をもって、本件規定の人権侵害性を判断頂きたい。

以上

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>)

公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。